

## 下関市菊川ふれあい会館に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

下関市菊川ふれあい会館に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和8年2月12日

下関市長 前田 晋太郎

### 1 公募に付する事項

- (1) 名 称 下関市菊川ふれあい会館に設置する自動販売機設置事業者  
(2) 公募物件

設置場所	物件番号	設置台数	自動販売機等の設置場所の寸法（1台あたり）		備 考
			幅	奥行	
下関市菊川ふれあい会館学習棟	1	1台	1.2m以内	0.9m以内	

注1 下関市菊川ふれあい会館に設置する自動販売機の種類は、清涼飲料水等の自動販売機とする。

注2 下関市菊川ふれあい会館の所在地は、下関市菊川町大字下岡枝117番地である。

注3 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。なお、容器回収ボックスの寸法は含まない。

注4 災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもの。）であることが好ましい。

注5 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障の恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

- (3) 設置期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると下関市が判断した場合は、1年間の許可延長を2回まで可能とし、引き続き設置することができる。

### 2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。  
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。  
(3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は、下関市内に住所を有する個人（事業者に限る）であること。  
(4) この公告の日から入札までの間のいずれの日においても下関市競争入札参加有資格者

- 指名停止等措置要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 応募の日から過去3年間において自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市教育委員会 教育部 菊川教育支所

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

TEL (083) 287-4025

FAX (083) 287-2739

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、競争入札とする。

(1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

①配布期間 令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月26日(木)まで(閉  
庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所に同じ  
なお、下関市ホームページからもダウンロードできる。

(2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

①提出書類

ア 応募申込書(法人は様式第1号、個人は様式第2号)

イ 応募申込書に記載している必要書類

②提出期間 令和8年(2026年)2月26日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時か  
ら午後5時まで(郵送等の場合は必着)

③提出場所 上記3の場所に同じ

④提出方法 持参若しくは郵便等(書留郵便、配達証明等、これに準じる方法によるも  
のに限る。)

(3) 仕様等に関する質問の受付及び回答

①質問方法 「仕様等に対する質問・回答書(様式第3号)」によりFAX又はE-mail  
すること。

②提出期限 令和8年(2026年)2月20日(金)の午後5時まで

③宛 先 下関市教育委員会 教育部 菊川教育支所

FAX (083) 287-2739

E-mail kikgsomu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

④回答方法 質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

※選考後、仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 応募申込書等必要書類の審査結果不適合の者

①審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

②選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年(2026年)3月5日(木)までに、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 応募申込書等必要書類の審査結果に適合した者

①審査結果の通知

適合した者に対して、選考に必要な書類の提出を求める。なお、必要な書類の様式は郵便にて送付する。

②提出書類

ア 提出書類等一覧

イ 見積書

ウ 設置を予定している自動販売機のカタログ

※一旦提出いただいた見積書等(カタログを除く。)の、変更、取消し又は引換えには一切応じません。

③提出期限 令和8年(2026年)3月12日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送等の場合は必着)

④提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達証明等、これに準じる方法によるものに限る。)

6 選考日

令和8年(2026年)3月13日(金)

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

(1) 決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額(売上手数料年額)が、下関市が定める予定価格以上でかつ最高額の者を設置予定事業者とする。なお、同額となった場合は、災害対応型の自動販売機設置予定の者を優先する。

(2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、選考に参加した者全員に設置予定事業者名及び売上手数料年額を通知する。また、契約締結後、下関市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

8 選考の無効等

次の見積は無効とする。

(1) 選考に参加できる資格のない者の提出した見積

- (2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) FAX又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積金額等必要事項の記載が明瞭でないもの又は、記載事項を判読することのできない見積
- (7) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者が見積をしたもの

## 9 設置条件

### (1) 使用済容器回収ボックスの設置

販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。

### (2) 自動販売機の規格等

- ①原則として設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。
- ②装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ④販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)
- ⑤転倒防止対策を施すこと。
- ⑥電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。
- ⑦設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市に申し出ること。

### (3) 設置上の注意

設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について  
庁舎管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

## 10 行政財産使用許可

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落  
防止用鉄板等を投影する部分とする。使用料は、この面積を基に下関市行政財産使用料  
条例(平成17年2月13日条例第91号)の定めるところにより算定した金額とする。

※令和7年度の1m<sup>2</sup>当たり行政財産使用料(1台分年額) 24,762円/m<sup>2</sup>

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

## 11 売上手数料

- (1) 売上手数料の納付方法等について、下関市と設置予定事業者が契約する。
- (2) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納  
入すること。
- (3) 売上手数料は、契約金額(見積金額)を12で除した金額(100円未満は切り捨て  
る。)を第2回目から第12回目の納付額とし、その合計額と契約金額との差額を第1回  
目の金額とする。
- (4) 設置事業者は、下関市が定めた売上実績報告書を、毎月指定する期日までに下関市に  
報告すること。

## 1.2 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費の使用料（実費弁償金）は、全額を設置事業者の負担とし、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (2) 実費弁償金の算定の基となる使用量は、設置事業者が設置する子メーターの指示値を、設置事業者が毎月指定された日までに計測し、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

## 1.3 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
- (4) 販売品は、缶、ビン、紙パック、ペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。
- (5) メーカー希望小売価格（定価）以下で販売すること。

## 1.4 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品の補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。
- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 食品衛生について、商品販売に必要な場合は営業許可を受け、許可書の写しを設置事業者として決定を受けた後、下関市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 1.5 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りでない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を下関市に請求することができない。

## 1.6 使用許可申請の手続き

- (1) 設置予定事業者は、令和8年(2026年)3月27日(金)までに、行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

①行政財産使用許可申請書（下関市公有財産取扱規則様式第4号）

②使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス、子メーター及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置が分かる図面。）

- (2) 令和9年度(2027年度)及び令和10年度(2028年度)に契約更新を希望する場合は、当該年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。また、次年度以降の契約更新を希望しない場合は、契約辞退・解除申請書（様式第5号）を提出すること。

- (3) 行政財産使用許可申請書又は契約辞退・解除申請書の提出期限

令和9年度(2027年度) 令和8年(2026年)12月25日まで

令和10年度(2028年度) 令和9年(2027年)12月25日まで

## 1.7 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が、契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

設置事業者が、契約後その契約を解除しようとする場合は、契約解除しようとする3か月以上前までに契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

## 1.8 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合  
(2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格(1)から(5)までに該当しなくなった場合  
(3) 下関市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合  
(4) 設置（予定）事業者が契約辞退・解除申請書を提出した場合

なお、設置事業者としての決定又は使用許可の取消しを受けた場合、以降3年間は下関市教育委員会教育部菊川教育支所が行う自動販売機の公募に参加できない。

## 1.9 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 販売休止期間が1か月のうち5日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割計算の方法によって算定する。

(2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

## 2.0 その他

- (1) 使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 機構改革、庁舎整備等に伴う執務室の移動等が発生しても、売上手数料金額は変更しないものとする。
- (3) 庁舎整備により、本書に定めていない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。

## 2.1 参考データ

- (1) 下関市菊川ふれあい会館に勤務する職員数 6名（令和8年2月1日現在）
- (2) 下関市菊川ふれあい会館利用者数 令和6年度 26,390人
- (3) 売上金額 (単位：円)

設置場所	物件番号	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (R7.4月～R8.1月)
下関市菊川ふれあい会館	1	578,660	524,910	481,510

- (4) 設置場所に係る図面

別添参照